

【（仮称）美濃加茂市立新古井保育園整備事業】要求水準整理表①（配置・広さ等に関する事項）

諸室名	必要 諸室数	必要 面積	要求水準	期待水準
■全体計画				
配置計画			<ul style="list-style-type: none"> 敷地の地形、高低差、方位、風の通り道、日当たり、敷地からの景観、隣接地の環境状況、前面道路の状況などを将来の環境変化も予測した上で、配置計画を行うこと。 現場で働く保育士が働きやすいよう、保育士の意見を取り入れつつ、保育士の動線や、園児の安全を見守るための視認性に配慮した諸施設の配置を行うこと。 将来の保育ニーズに柔軟に対応できる諸室の配置とすること。 園舎は、利用性、近隣住民への配慮等から1階建て（平屋建て）とすること。 保育エリア、交流エリアは別棟とせず、一体の建築物とすること。また、保育エリアに整備する遊戯室については、休園日等保育に利用しない日に交流エリアとして使用できるよう交流エリアに隣接させること。 災害発生時の施設内及び敷地内避難経路が分かりやすいものとなるよう留意すること。 新保育園の総延床面積は、古井第一保育園、古井第二保育園、蜂屋保育園、下古井交流センターの合計の延床面積（2,694.97㎡）未満とすること。 	—
空間計画			<ul style="list-style-type: none"> 効率性・機能性の高い諸室等の配置・動線計画を行うこと。 乳幼児が長時間生活する施設として、心理的に安定して過ごせる、快適な室内空間となるよう努めること。また、乳幼児の身長や運動能力に配慮した計画とすること。 乳幼児、保護者、職員にとって、利用しやすく、かつ安全性・衛生面に十分に配慮した施設となるよう計画すること。 新保育園を利用する乳幼児の安全・安心を確保するため、不特定の者がみだりに建物内に入ってくることをないように対策を施すこと。 障がい児や、妊産婦、高齢者等の利用を想定し、全ての利用者にとって安心、安全に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に配慮すること。 ダイナミックな遊びが伸び伸びと展開できる大きな空間を確保するとともに、静かに落ち着いて遊ぶ空間を確保し、多目的で多様な空間を設置すること。 	—
■諸室計画 【保育エリア】				
保育室等			<ul style="list-style-type: none"> 職員からの死角が生じないよう、可能な限り正方形又は長方形に近い形状とすること。 室内の通風、採光をはじめ温熱環境に配慮するとともに、春季・秋季の自然通風の確保及び、夏季の西日対策を行うこと。 周辺民家等に対するのプライバシーに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 多目的な活用ができるよう適切な広さ、空間とすることが望ましい。 保育室の出入口廻りは、園児が識別しやすいよう画一性を排する工夫がされていることが望ましい。 廊下や他クラスからの視認性を持たせた仕様となることが望ましい。
乳児室	1	5㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 定員3名を受入れ可能な広さを確保した、乳児室を設置すること。 ほふく室、調乳室、沐浴室を隣接させること。 乳児室、調乳室、ほふく室、沐浴室との段差をなくすなどのバリアフリー化を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 静かで日当たりの良い落ち着いた場所に配置することが望ましい。
調乳室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ミルクを作るための調乳室を設置すること。（独立の室が望ましいが、乳児室・ほふく室を区画するなどでも可とする。） 衛生に配慮した仕様とすること。 乳児室に隣接して設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
ほふく室	1	10㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 乳児が自由に入り、動き回れるスペースとして、ほふく室を設置すること。（乳児室をスペースとして区画するなどでも可とする。） 乳児室に隣接して設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
沐浴室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 乳児の沐浴のための沐浴室を設置すること。（乳児室・ほふく室を区画するなどでも可とする。） 沐浴槽に加え、汚物流し等を設置すること。 汚物の臭気対策を講じること。 乳児室に隣接して設置すること。 洗濯機を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
1歳児保育室	2	70㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 定員18名（弾力化により最大21名）を受入れ可能な広さを確保した、1歳児保育室を設置すること。 9～11名を1クラスとし、全2クラス（2室）とすること。 定員分のロッカーを設置すること。（大きめ） 午睡用布団の収納場所を設置すること。 掃除道具の収納場所を設置すること。 クラス全体で使用する保育用品の収納場所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 園児用トイレが近接していることが望ましい。 保育室前には、半屋外空間のテラスやバルコニーを設置することが望ましい。
2歳児保育室	2	107㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 定員24名（弾力化により最大28名）を受入れ可能な広さを確保した、2歳児保育室を設置すること。 12～14名を1クラスとし、全2クラス（2室）とすること。 定員分のロッカーを設置すること。（大きめ） 午睡用布団の収納場所を設置すること。 掃除道具の収納場所を設置すること。 クラス全体で使用する保育用品の収納場所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
3歳児保育室	2	107㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 定員45名（弾力化により最大54名）を受入れ可能な広さを確保した、3歳児保育室を設置すること。 22～27名を1クラスとし、全2クラス（2室）とすること。 定員分のロッカーを設置すること。 掃除道具の収納場所を設置すること。 クラス全体で使用する保育用品の収納場所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
4歳児保育室	2	107㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 定員45名（弾力化により最大54名）を受入れ可能な広さを確保した、4歳児保育室を設置すること。 22～27名を1クラスとし、全2クラス（2室）とすること。 定員分のロッカーを設置すること。 掃除道具の収納場所を設置すること。 クラス全体で使用する保育用品の収納場所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
5歳児保育室	2	107㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 定員45名（弾力化により最大54名）を受入れ可能な広さを確保した、5歳児保育室を設置すること。 22～27名を1クラスとし、全2クラス（2室）とすること。 定員分のロッカーを設置すること。 掃除道具の収納場所を設置すること。 クラス全体で使用する保育用品の収納場所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
一時預かり室	1	20㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かり事業のための保育室を設置すること。 一時預かりは6名程度を想定する。 ロッカーを設置すること。 午睡用布団の収納場所を設置すること。 一時預かり用の調乳室を設置すること。（一時預かり室を区画するなどでも可とする。） 一時預かり全体で使用する保育用品の収納場所を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上

【（仮称）美濃加茂市立新古井保育園整備事業】要求水準整理表①（配置・広さ等に関する事項）

諸室名	必要諸室数	必要面積	要求水準	期待水準
遊戯室	1	430㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 一斉保育や行事、会議等で利用可能な遊戯室を設置すること。 体育用具や楽器、会議机・椅子等が収納できる器具庫を設置すること。 柱等が部屋の中央部に出ることがないように配慮すること。 交流エリアに隣接させるとともに、交流エリアと遊戯室を施錠可能な扉等で区切るものとし、遊戯室とその他保育室等をシャッター等で区切れる構造とすること。 トイレ及び手洗場を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 発表会等で使用するステージや控室を設置することが望ましい。
相談室	4	—	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに悩む保護者との相談のための相談室を設置すること。 保護者と職員が面談を行うスペースであることから、プライバシーに配慮した仕様とすること。 落ち着かない園児のクールダウン室としての機能を兼ねるものとする。 	—
職員室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員が事務作業、打合せを行うための職員室を設置すること。 職員室は、職員35名程度が使用することを想定し、事務机、ミーティング机、カラー複合機等を配置した上で、事務作業ができる十分な広さを確保すること。 	—
職員休憩室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員が休憩時間に食事等を行う部屋として職員休憩室を設置すること。 	—
更衣室	2 (男1女1)	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員用の更衣室を設置すること。 男女別に室を設け、ロッカー等を設置したうえで、利用や動線に支障がない広さを確保すること。 更衣室の扉開閉時もプライバシーに配慮した仕様とすること。 	—
医務室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 静養できる機能を有した医務室を設置すること。 カーテン等で区画できれば職員室等との兼用は可とする。 	—
洗濯室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員が、洗濯をしたり、衛生用品を収納するための洗濯室を設置すること。 洗濯機、乾燥機等が設置できる広さを確保すること。 園児の遊びに支障をきたさない場所で、洗濯室から出やすい位置に洗濯物を干すスペースを確保すること。 	—
調理室等			<ul style="list-style-type: none"> 園児、保護者が出入りする玄関とは別に、食料品等専用搬出入口・搬入スペースを設置すること。また、その搬出入口より検品室から下処理室、調理室への動線を確保すること。 	—
調理室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 1日最大280名程度の園児、職員等の食事（離乳食及びアレルギー食を含む）を提供するための調理業務を行うために必要な広さを確保すること。 調理室のレイアウトについては、ゴミ置き場や散水栓の確保など衛生面への配慮及び職員の動線、食品の加工過程などの機能性に配慮すること。 各保育室への配膳がスムーズに行えるような、動線・設備を確保・提案すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 食育の観点から、園児から調理している姿が見えるようにするなど、調理室が園児になじみやすいよう工夫されていることが望ましい。
検品室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 業者より搬入される食材の検査を行うための検品室を設けること。 	—
下処理室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 業者より搬入された食材の下ごしらえをするための下処理室を設けること。 	—
調理員更衣室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 調理員用の更衣室を設置すること。 ロッカー等を設置したうえで、利用や動線に支障がない広さを確保すること。 	—
調理員休憩室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 調理員が休憩、事務作業等を行うための調理員休憩室を設置すること。 	—
調理員洗濯室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 調理員用の洗濯室を設置すること。 	—
園児用トイレ	所要数	—	<ul style="list-style-type: none"> 園児用のトイレを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育室に近接して設置することが望ましい。
職員用トイレ	所要数	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員用のトイレを設置すること。 	—
調理員用トイレ	所要数	—	<ul style="list-style-type: none"> 調理員用のトイレを設置すること。 	—
多目的トイレ	所要数	—	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに配慮した多目的トイレを設置すること。 	—
資料室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 教材等が収納できる資料室を設置すること。 	—
屋内倉庫	3	—	<ul style="list-style-type: none"> 大型備品等が収納できる屋内倉庫を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> かたよらず、各所に設置することが望ましい。
廊下	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 屋内廊下とすること。 	—
玄関	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 約180世帯の親子が朝夕に出入りするのに十分な広さを確保すること。 玄関又は庇部分に、折りたたんだベビーカーの置き場を確保すること。 壁の一部には、掲示板としてホワイトボード等を設置すること。 	—
■諸室計画 【交流エリア（交流センター代替機能）】				
交流エリア			<ul style="list-style-type: none"> 保育エリアの遊戯室に隣接させるとともに、交流エリアと遊戯室を施錠可能な扉等で区切る構造とすること。 	—
料理講習室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 食育を通じた地域交流を行うための料理講習室を設置すること。 	—
会議室	2	—	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の場となる会議室を設置すること。 	—
交流エリアトイレ	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 交流エリア利用者用のトイレを設置すること。（大人用、乳幼児用、多目的トイレ等誰でも使用できるトイレとすること） 	—
廊下	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 屋内廊下とすること。 	—
玄関	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 交流エリアと保育エリアの玄関は別々に設け、それぞれの活動が支障なく、安全に行われるよう配慮すること。 道路や駐車場から交流エリア玄関までのアプローチを短くするなど、外からのアクセスがしやすいよう配慮すること。 	—

【（仮称）美濃加茂市立新古井保育園整備事業】要求水準整理表①（配置・広さ等に関する事項）

諸室名	必要 諸室数	必要 面積	要求水準	期待水準
■外構計画				
外構			<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状を考慮し、敷地を有効的に活用できるよう配慮すること。 敷地の地形・地質及び周辺環境との調和を考慮し、施工及び維持管理の容易性、経済性等を総合的に勘案し、計画すること。 耐久性や美観に配慮すること。 	
園庭	1	700㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> 園児が外遊びを行うための園庭を設置すること。 民家や日当たり等の影響を考慮した上で、極力敷地の南側に配置すること。 諸室計画を満足した上で、可能な限り広い園庭を設けること。 各保育室や遊戯室への動線に配慮して配置すること。 3歳未満児専用の園庭を園庭の一部に設置すること。 砂場を設置すること（3歳未満児専用園庭共に）。 手洗い・足洗い場を設置し、夏季の紫外線対策として例えば可動式の遮光ネットを上部に設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 園児が園庭に出る時間帯（午前中及び午後3時以降）の日当たりが良いことが望ましい。 職員から死角となる部分をできる限り減らすことが望ましい。 遊びやすさの観点から、できる限り正方形又は長方形とすることが望ましい。 非常時の避難経路として利用でき、かつ建物メンテナンスを行う際に車両が出入りできるゲートがあると望ましい。
プール	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 組み立て式プールを設置するスペースを設けること。 ※組み立て式プールの大きさは、900cm×360cm程度とすること。 	—
調整池	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 美濃加茂市開発事業に関する条例に基づき、必要な規模の調整池を設置すること。 ※洪水調整必要量は、以下を参考とすること。 比流量Q=0.1206 (m³/s/ha) 洪水調整必要容量V=475m³ 調整池の敷高は、接続先排水路のH.W.Lより上になるように計画すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理のしやすい構造とすることが望ましい。
屋外便所	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児も大人も使用できる屋外便所を設置すること。 	—
屋外倉庫	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 組み立て式プールや、各種体育用具等を収納できる倉庫を設置すること。 	—
駐輪場	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 自転車で送迎を行う保護者が駐輪できるスペースを確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育エリアの玄関に近い位置に配置することが望ましい。
ごみ集積場	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 「添付資料2」に示すごみ集積場整備予定地の範囲において計画すること。 新保育園の整備に伴い、隣接する民間マンション（プレミアム美濃太田）のごみ集積場が使用不能となるため、共同で使用が可能なごみ集積場の整備を行うこと。 	—
■駐車場計画				
駐車場	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 「添付資料2」に示す駐車場整備予定地の範囲において計画すること。 駐車場整備予定地では、駐車場以外の用途の計画は行わないこと。 平面駐車場とすること。 駐車マスの形状は2.5m×5.0m以上とすること。 障害者等用の駐車スペース及びびきふ清流おもいやり駐車場用の駐車スペースを各1箇所設けること。 保護者や職員が利用する上で、安全かつ利便性の高い動線が確保できるよう計画すること。 原則アスファルト舗装とし、沈下・不陸及び段差等を生じない構造とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員35台＋保護者25台程度が駐車できることが望ましい。
■取付道路計画				
取付道路	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 原則、「添付資料3」に示す取付道路基本計画図に準ずること。 道路構造令、開発許可事務の手引（岐阜県宅地開発指導要領）、美濃加茂市開発事業に関する条例に準拠すること。 取付道路の整備に伴い、幅員7mの既設市道や、国道248号・21号の側道、排水路等に影響が及ぶ場合は、該当箇所についても整備を行うこと。 幅員7mの既設市道との接続部については、開発許可事務の手引（岐阜県宅地開発指導要領）に即した街角のせん除長（隅切り）等を設けること。 新保育園利用者や近隣住民等の安全性、利便性に配慮した設計とすること。特に新保育園利用者が、道路を横断する際（駐車場から新保育園への導線）の安全性に配慮すること。 	—
■排水計画				
基本方針	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 汚水及び雨水を有効に排出しうる排水施設が計画されていること。 接続する排水路等は、事前に市と協議の上、決定するものとする。 直接開発区域外に排水することなく排水施設により集水し、堅固で耐久性のある排水路により既存の河川その他公共の用に供している排水路に接続すること。なお、接続にあたり、既設の排水路の改修が必要となる場合は、該当箇所についても設計を行うこととする。 雨水の排水計画には、浸透構造を持つ施設（排水・集水升・舗装等）をできる限り取り入れるようにすること。 	—
■構造計画等				
基本方針	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 構造計画は、設計条件に適合させながら、安全性、経済性及び施工性等を十分に配慮して行うこと。 	—
構造計画	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 構造体はⅡ類（重要度係数I=1.25）、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類とする。 鉄筋コンクリート造（以下「RC造」という。）又はRC造と同等の耐用年数を確保できる構造とすること。 中長期的なコスト削減の観点から長寿命化が図られる構造とすること。 外装は、昨今の異常気象による強風、豪雨等に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 園児、職員等の安全を確保するとともに、大地震発生時における人的被害を最小限に抑えるため、外装材、内装材及び建具等の建築非構造部材の脱落や破損が生じないように考慮し、家具等の什器備品や設備備品の転倒・落下防止等に考慮した計画とすることが望ましい。
環境性能	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたる維持管理コストの低減を図ること。 施設整備から運営、将来の施設解体に至るまで、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、環境負荷低減技術の導入を図り、環境保全に寄与するよう努めること。 建築設計にあたっては、清掃等日常管理がしやすい仕上げとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は地球環境に配慮して、CASBEEのAランク以上の取得を目指すことが望ましい。

※ 基礎計画・基礎は、地盤条件、施工性及び上部構造の規模・形状・構造・剛性等を考慮し、上部構造を安全に支持でき、かつ上部構造に対して均衡のとれたものとする。（その際、直接基礎の可能性について十分検討すること。）
また、基礎構造は、良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等の建築物に有害な支障を与えない基礎形状及び工法を定めること。